

国連気候変動枠組条約 COP26 サイドイベント傍聴レポート

Switzerland, The Gold Standard Foundation : パリ協定 6 条 2 項に基づく先駆的な二国間協力

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- タイトル: Pioneering bilateral cooperation under the Article 6.2 of the Paris Agreement
- 日時: 2021 年 11 月 9 日 (火) 13:15-14:30
- 場所: COP26, Multimedia Studio 3, Glasgow (オンライン開催)
- 主催: Switzerland、The Gold Standard Foundation
- スピーカー: **Alfredo Mamani Salani**, Peruvian Vice-Minister for Environment Minister; **Veronica Elgart**, Deputy head of International Climate Policy at the Swiss Federal Office for the Environment; **Milagros Sandoval**, Director, Green House Gas Mitigation, Ministry of the Environment, Government of Peru; **Margaret Kim**, Chief Executive Officer, The Gold Standard; **Misha Clatton**, Director of Carbon Procurement, Klik Foundation; **Jan Heusser**, Responsible, Coop Sustainability Fund; **Katrina Oswald**, Senior Manager for Nature and Climate, WWF Switzerland; **Florian Eickhold**, Climate Finance and Environmental Markets Expert, Atmosfair
- 概要: 交渉中のパリ協定 6 条 2 項に基づく協力枠組みを運営するアクターの行動は止まることなく、取組と推進が継続されている。スイスは、ペルー、ガーナ、及びセネガルとのパリ協定 6 条 2 項の協力に関する二国間協定締結を行った。これらは、ITMO の移転を運用する最初の法的枠組みである。同イベントでは、スイス、ペルー政府、及び The Gold Standard といった各パートナーが同協定の革新的性質について紹介を行った。また、Klik 財団、Coop Sustainability Fund、及び Atmosfair といった同協定に関わる機関がディスカッションに参加し、6 条の下での協力による可能性や課題、1.5℃目標の達成や持続可能性のある開発目標など、野心的な気候変動への取組について、議論と紹介を行った。

※本ウェビナーの録画は [UNFCCC の Youtube チャンネル](#) から閲覧可能。

- **開会挨拶[Alfredo Mamani Salani, Peruvian Vice-Minister for Environment Minister]**
- ✓ スイス及びペルーは 2020 年 10 月に二国間協定に合意し、建設的対話に従事してきた。両国が過去 2 年間に行ってきた作業を強調するこの機会において、パリ協定 6 条に関する課題に対処し、進展させる両国の前向きな性質と具体例を示す。
- ✓ 同合意は、二重計上を回避する環境十全性を考慮し、気候行動を前進させるための第一歩を示しており、我々は、このパートナーシップにおいて気候変動によって直面するさまざまな課題に対処し、協力を継続する。

■ **プレゼンテーション[Veronica Elgart, Deputy head of International Climate Policy at the Swiss Federal Office for the Environment]**

- ✓ ベルーとスイスは一年前、以下枠組み条件による最初の二国間協力合意に署名した。
 - ① ITMOs 及びパリ協定に沿ったカーボンユニット発行を可能にする。
 - ② ITMOs は NDC または公的機関／民間機関による自主的炭素市場での活用が可能。
 - ③ ITMOs のプロジェクトオーナー、投資家、及び買い手に、6 条に基づく協力の法的保障を提供する。
- ✓ 公的機関と民間機関は、緩和成果の国際的移転について、ベルー政府とスイス政府に許可を求めることが可能である。両国政府は、適格性を確認し、二重計上の回避を保証するため、相当調整を両国の登録簿を通じた、フォローアップが法的に義務付けられている。
- ✓ ベルー政府及びスイス政府は、二重計上を回避し、追加性のある緩和結果、2021 年以降の緩和の結果のみを認識する
- ✓ 6 条の下での協力は、国内政策と国際気候金融との相乗効果のいずれも損なうことなくもたらす。人権に関する協力も強く組み込まれ、（人権侵害の）証拠がある場合、合意に基づき移転が一時的に停止される。
- ✓ スイスの国内政策の効果を超越強化された 2030 年までに（1990 年比で）50%の削減を目標とした野心的な NDC は、主に国内で達成され、現在それに関する国内法を策定中である。

■ **プレゼンテーション[Milagros Sandoval, Director, Green House Gas Mitigation, Ministry of the Environment, Government of Peru]**

- ✓ 国内及び国際状況に関し、我々は気候変動法とその国内規制枠組みを有し、さまざまな利害関係者の気候行動進歩のための基礎を設定している。この作業は、ガバナンス構造または制度的取決の確立を目的とし、6 条に関連する緩和成果移転を承認するものである。
- ✓ 二国間合意の下、スイス政府と進めてきたプロセスは、国際的な炭素市場の高い野心と環境十全性に関するサンホセ原則の一部であり、この二国間協定はパリ協定の枠組みの下にある。
- ✓ ベルーとスイスだけでなく、多くの国がこのプロセスを実行する際、課題に直面することが想定される。その際、我々の経験を共有するため、両国は最前線に身を置いている。
- ✓ 二国間協定は、気候変動法といった国内の法的枠組みとの一貫性を模索しており、環境十全性と人権の尊重に基づいた持続可能な開発の全体目標に取り組みを行う。
- ✓ 国家登録簿は、法的安全性を与え、プロジェクト活動の評価及び承認手順の設定により、排出削減ユニットの透明性と説明責任を確保し、緩和策の監視レビュー及び検証を可能にする。

■ **プレゼンテーション[Margaret Kim, Chief Executive Officer, Gold Standard]**

- ✓ 自主的炭素市場の拡大に整合性精査が伴い、整合性イニシアチブを含んだ多くのイニシアチブが品質水準を上げ、透明性の向上が必要となる。
- ✓ Gold Standard では、パリ協定下での炭素市場の道筋として 2 つの余地を見ている。それは
 - ①NDC 達成に向けた道筋として、国がカーボンプレジットを認可、またはそれに順応していない

場合、エンドバイヤーの活動が国の目標達成を支援することを想定し、国内市場及び新規のボランタリーファイナンス（※）といった炭素クレジットの一定の用途と互換性をもたせること、② NDC を超越する道筋として、ホスト国によってカーボンのクレジットが 6 条に基づき承認されている場合、エンドバイヤーは、NDC を超えた行動を支援することが可能であり、他国の NDC、CORSIA、及びオフセットへの活用に互換性を持たせること、である。

※貸し手が、自身が融資したいと思う分野や借り手に対して、安い金利で融通する仕組み。オルタナティブバンク、ソーシャルバンクとも呼ばれる。

- ✓ タスクフォースによって設立された新規ガバナンス機関の要件により、クレジットの一部は 6 条に基づき使用が許可されるか否かが決定されることを期待している。それに基づき、それらをどのように使用できるか／使用する必要があるかを決定する。したがって、6 条に基づき認可されたクレジットは、国によって使用される可能性があるが、企業が排出量をオフセットするために使用することも可能である。一方、許可のないクレジットは、南アフリカの炭素税などの国内市場で使用され、企業が気候責任の一環として購入する可能性がある。
- ✓ 現在行われている 6 条の交渉に加え、パートナー国政府、パートナー NGO、プロジェクト開発者との間で、将来に備えた次の 4 つのステップを実践している。
 - ① 6 条に合わせたルール作成を始め、COP26 の結果に基づきステップアップを行う。その際、すべての地域及びバックグラウンドから我々をサポートする独立したアドバイザーの専門家グループを設立する。
 - ② 6 条に基づき承認されたクレジットを管理し、二重計上を回避するための新規プロセスを導入する。これには、過去に見られなかった方法で協力を行うペルーのようなホスト国との新しい関係が含まれる。
 - ③ プロジェクト開発者とホスト国が、新しい常識の下で、新たな目標実現のための支援提供を目的とした 2022 年初めに開始予定の新規先発プログラムへの関心表明を求めている。
 - ④ デジタルツールとプラットフォームを通じ、野心的な市場ベースの行動を可能にするため、世界中でパートナーシップを構築している。また、我々はファシリテーターとして、スウェーデンのような購入国との提携を考えている。
- ✓ 大きな目標達成に向け、3 つのメッセージで締めくりたい。①会議のテーマである 1.5℃の気温目標を維持することであることを忘れてはならない。②我々は自主的市場、コンプライアンス市場の垣根を超えた、1 つの統合市場に向け、スウェーデン、スイス、CORSIA などの政府、企業、個人が Gold Standard を活用し、炭素クレジットをいつ、どのように使用するか決定する必要がある。③我々の信条である気候正義へ向けた包括性、完全性、及び持続可能な開発を促進する市場であることを忘れてはならない。

■ パネルディスカッション

[質問:京都議定書時代と比較し、6 条の下での炭素市場における取組はどのように変わるか?]

[回答者 : Misha Clatton, Director of Carbon Procurement, The Klik Foundation]

- ✓ 類似及び共通点として、CDM の下で開発された方法論全体がまだ有効であり、これは、排出

削減移転のガバナンスをどのように行うかという観点からも多くの作業が行われている。

- ✓ パリ協定の下では、政府は NDC をどのように達成するかによって判断され、6 条の下では相当調整が伴う。国はオーバーセリングがないこと、6 条の下での活動が NDC 枠組みの下で制定された独自の国内政策措置と競合しないこと、国の優先事項が国の政策に一致することを確認する必要がある。これは認可行為をはるかに重くし、説明責任をもたらす。つまり、パリ協定 6 条と京都議定書との主な違いは、政府の所有権がはるかに最前線にあるということである。

**[質問:COOP は、持続可能性を改善し、カーボンフットプリント削減のための措置を講じているが、そ
の中での炭素市場の役割と 6 条の下での協力について、見解を共有いただきたい。]**

[回答者 : Jan Heusser, Responsible, Coop Sustainability Fund]

- ✓ 国際的に移転可能な緩和成果のための先駆的で高水準なプロジェクトはホスト国を保護し、緩和結果の二重計上を防ぐ 6 条に基づく基準が重要である。気候保護の効果的な前進には、今後数年間で最大限の努力が必要となる。
- ✓ 信頼できる効果的な気候行動のため、人権を尊重することを奨励する。これは京都からパリへの進行中の移行段階では特に重要であり、我々の事業活動に不可欠な部分である。
- ✓ 長期的なビジョンに向け、意欲的なマルチサステナビリティの目標と、将来的に SBTi と互換性のある気候戦略を重視している。WWF スイスとの協力の下、アプローチを共同開発し、質の高い気候変動対策を行うため、二国間協定の枠組みの下、パリ協定の相当調整と互換性のある最初の自主的かつ移転可能な緩和成果を生成し得るプロジェクトを実装する。

[質問 : あなたは長年のパートナーシップの一環として COOP の取組みを支援してきたが、同時に WWF スイスは企業による責任あるパリ協定に沿った行動の提唱者でもある。WWF はどのような手段で実践を行い、それが 6 条にどのように適合するか ?]

[回答者 : Katrina Oswald, Senior Manager for Nature and Climate at WWF Switzerland]

- ✓ WWF はすべての国と企業に、1.5°C 目標に沿った削減に焦点を当てた強力な緩和レベルに従うよう求めている。企業は、信頼できる公正な気候変動対策のため、残りの温室効果ガス排出量に対処する必要がある。
- ✓ 社会的コストに基づき、炭素に価格設定を行う必要がある。その際、2 つの道筋に沿った幅広い気候変動対策を支援する財政的コミットメントが必要であり、これが 6 条への適合に関する質問への答えである。したがって、最初の道筋は、強制的な相当調整を伴う自主的炭素市場への投資である。この道筋において、6 条 2 項に基づく先駆的な協力的アプローチを歓迎し、緩和結果の二重計上を防ぎつつ、すべての関係国で排出量を削減する高い野心を確保する。
- ✓ 高水準の環境十全性を遵守し、先住民の権利を含む人権を保護し、二国間協定に基づくすべての手続きおよびプロジェクトのすべての規則において持続可能な開発のための利益を最大化することの重要性を強調する。WWF は、企業が海外プロジェクトの緩和成果を所有し、主張する際、それを遵守すると信じている。
- ✓ COOP に関する質問について、WWF は、包括的で野心的な持続可能性と気候戦略の前提条件に基づき長年の企業パートナーが行っているアプローチと、最初に言及した道筋である二

国間協定の下での強制的な相当調整を伴った自主的市場の活用により、パリ協定に基づく、最初の自主的プロジェクトのいくつかが実行可能となり、相当調整により達成された緩和成果は、提出済みのすべての NDC の合計に追加される。

[質問： Atmosfair は、自主的カーボンプレジットを生成するプログラムについて、6 条に基づき 2 つのホスト国から承認を受けた最初のプロジェクト開発者である。炭素市場において、最初に行動することは常にリスクであるが、なぜそうするのか、そしてその過程で何を学んだか？]

[回答者： Florian Eickhold, Climate Finance and Environmental Markets Expert, Atmosfair]

- ✓ オフセット目的でユニットを使用する際、二重計上（のリスク）があり、多国間協議に基づくガイダンスにギャップがあったとしても、Atmosfair はプロジェクト開発者として、解決方法を見つける必要があった。そこで、我々は 20 以上のホスト国政府と二国間で協力し、二重計上回避のための協力可能性について話し合いを行い、ルワンダ及びネパールの政府と、これらの国々で実施されているプロジェクトに相当調整の導入に合意した。
- ✓ 相当調整の導入が可能であると市場に示すため、先週ネパールとの協力についてプレスリリースを行った。自主的炭素市場には、環境十全性を保護する道筋が困難なことで期待される成長が鈍化するという懸念があるが、自主的炭素市場は、投資家／ドナーの信頼に基づいて構築されたものである。この信頼を維持するには、相当調整を導入する必要がある。
- ✓ 今朝、ドイツパピリオンでのディスカッションにおいて、BMW は相当調整により、二重計上が回避されているユニットのみを購入すると述べたため、需要があると考え。もちろん、それは規制されていない市場であり、関係者の責任可能性はさまざまだが、Atmosfair の CEO は、少なくとも市場の半分が相当調整と高い整合性を持つと予測している。もちろん、それだけでは十分ではなく、市場全体をこの高い整合性の道に導く努力をしなければならない。
- ✓ 企業にとって、相当調整を伴う自主的炭素市場は、1.5℃に向けたギャップを埋めるために資金を提供する機会となる。環境十全性を真剣に受け止め、国が対応可能な範囲を超え、目標を達成したいという協力者が世界中に存在する。彼らは、自己資金での削減達成が困難なことに対処し、成果が期待できるプロジェクトにさらに取り組むことで、野心を高めたいと考えている。そして、ネパールとルワンダとの合意による高い整合性を持つ道筋は、ビジョンだけでなく、導入が可能であることを発信できたを願っており、これら国々とさらなる協力を進めていく。

■ Q&A セッション

[Q1：スイスとペルー間、バイヤーと両国政府、国境跨いだ協力について、過去とどのように異なっているか？そして過去の協力的なアプローチとどのように異なるか？]

- ✓ Sandoval 氏：ペルーとスイスは長年の協力の下、さまざまな課題に対処するため、協力に基づいた取組を行っているが、すべてが順調に前進するとは限らない。そのため、問題に継続して取り組み、両国にとって重要な世界的目標を達成するため、一步一步進んでいく。
- ✓ Elgart 氏：政府間の協力において革新的なことは、協力的精神を持つ枠組みを作成していることにある。それは公的機関、民間機関が枠組みの下、行動に移すことを可能にする。

- ✓ Kim 氏：過去 20 年間の自主的炭素市場を通じた構成要素は、民間セクターまたはプロジェクト開発者のノウハウと、最も脆弱なコミュニティへの対処、利害関係者の関与、これらすべてのメカニズムを通じて構築されてきたため、我々は教訓を最大化し、来たる新しい時代に最も厳密な方法で適応する必要がある。

[Q2：Klik Foundation は、プロジェクト開発者と政府の両方と仕事をしているが、6 条の協力についてあなたの見解と考えを伺いたい。]

- ✓ Clatton 氏：政府とさらに協力し、理にかなった活動分野を特定の上、協調し、国の優先事項やスイス政府の要件と一致させる必要がある。CDM で経験したように、今後、6 条の下での協力はより合理化され、標準化されると確信しており、ルールが成熟し、国ごとに何が機能し、何が機能しないかが分かるようになった際に、協力が必ず必要となる。

[Q3：過去 1 年間、少なくとも 12 か国のホスト国と協働を行った Atmospheres の 6 条の協力についての考えを伺いたい。]

- ✓ Eickhold 氏：6 条の下での協力プロセスにおいて、ホスト国がインフラ整備を行うための支援と教訓の共有が必要である。特に、国内及び他国に提供可能な技術移転においても、知識交換のための枠組みを提供する必要がある。

[Q4：スイスとペルーの枠組みを超え、他国や世界中のバイヤーを実際に巻き込むことは、我々すべての利益になると考えるが、共有すべき教訓と標準化を行うべき分野について伺いたい。]

- ✓ Elgart 氏：スイスとペルーは協力的枠組みを段階的に構築し、枠組み条件を設定の上、緩和活動は依然として両政府の承認を必要としている。これら活動は必要に応じて見直しが行われ、コンサルテーションによって改善が可能と考える。スイスとペルーの協定は、ガーナ、セネガル、ジョージアとの協定においてもまったく同じ特徴がある。まもなくドミニカ、バヌアツと署名する予定であり、タイ及びその他の国も同様である。
- ✓ Sandoval 氏：ペルーは多様な国であり、すべての利害関係者を関与させたうえで事業とプロセスを推進するのは参加型システムだと考える。現在開発中のレジストリに関し、我々はこの参加型プロセスからの最初のコメント募集を行った。これには、民間セクター、NGO、特に先住民などのさまざまな利害関係者が含まれている。国家レベル、自治体レベル、地方レベルの能力強化が必要であり、誰もがこのレジストリが何を意味するのか、これら手順が国内法に従ってどのように確立されるかを具体的に理解することが可能である。
- ✓ Kim 氏：教訓は、①市場メカニズムは、炭素市場トラックを推進し、気候目標を達成する野心を推進するためにあるが、主なアクターはプロジェクトに関与している人々であるため、プロジェクト実施プロセスにおいて、地域民の声を聞く必要があることである。②6 条下での目標達成に向けた能力開発の必要性があり、どのように地域 NGO レベルで能力を構築できるかである。③どのように自主的炭素市場において 20 年近くにわたり得られた教訓から学ぶかということである。最後に、今回の協力におけるデジタル化の必要性は、透明性の高い野心において認識している。Gold Standard は ClimateCheck 及び IOTA 財団と連携し、エコシステム及び標準コンポーネントをデジタル化するデジタル化プラットフォームを立ち上げた。これにより、革新的プロジェクトとのアクセスを形成したい地域コミュニティ、NGO の障壁を減らすことが可能と考える。

- ✓ Clatton 氏：デジタル化に関する Kim 氏のビジョンに共感する。これは、取引コストを削減し、緩和成果を必要とする人々に資金をもたらす。事業プロセスと手順の標準化は、我々が試みていることであり、必要としているのは、UNFCCC だけでなく、地方自治体からの堅牢で透明性のある、あらかじめ決められたルールであり、それを基に前進できると考える。
- ✓ Heusser 氏：確実かつ単純に計画を行う法的明確さが必要である。また、企業間の気候保護を促進するための管理言語も必要であり、これには均一な炭素市場が必要である。気候保護への取り組みを可能な限り最善かつ最も野心的な方法で実施するため、教訓の集約ペースを上げることも可能である。

「Q5：現時点において、ネットゼロへの道筋で最も良い成果／良い方法は何であるか？」

- ✓ Sandoval 氏：持続可能な開発への取組を確実に起こし、実際に取り組みを行うことであると考える。我々にとってこの二国間協定は、持続可能な開発に取り組むためペルーに存在するさまざまな機会を結びつけることを可能にする考える。
- ✓ Elgart 氏：野心のギャップをより早期に、より良く 1.5℃に縮められれば、成功であると考え。また、セーフガードを実施し、NDC における二重計上を回避することで、地域社会の利益を最大化するため、6 条に焦点を当てたパラダイムシフトを心から受け入れることにある。これら実現には、政府と民間セクターが協力して実現する必要があり、我々はそこに辿り着き、今年がその始まりであったと言いたい。

作成：藤瀬 航